

保険診療の点数 マニュアル

歯科国試験塾ブループリント 作成 2024年3月2日

注意

保険診療の指導、病院での書き方がそれぞれ違う場合があります。

あくまでも参考程度にとどめ、研修医の皆様は診療の都度カルテの書き方は上級医に確認することをおすすめします。

細心の注意を払い作成していますが、内容に関する質問はお答えできません。

保険診療の点数の覚え方

研修医になって困ることの一つが、カルテで算定する保険診療の点数がわからない！ということでしょう。一番早いのは「同じ症例、術式を行った患者のカルテを見つけてその点数をコピーする」ことです。もちろんその時の制度の変更などにより通用しないこともありますが、大体は通用します。

ただそれだけでは不安なこともあるかと思います。

研修医に必要な知識を以下にまとめました。

初診料・再診料

初診料 264点

- ・患者が任意に診療を中止し、1か月以上経過して来院した場合、算定できる。
- ・歯科疾患管理料（後述）を算定している場合は、2か月以上経過した場合に算定できる。

再診料 56点

- ・再診料は53点である。

歯科疾患管理料（歯管）100点（+文章提供加算10点）（初診月は80点）

・口腔を1単位としてとらえ、う蝕、歯肉炎、歯周炎、歯の欠損など継続的な管理が必要な患者に、患者と協働で継続的な管理、疾患の再発予防、重症化予防を行った場合に算定する。

・1回目の歯管を算定する場合は、初診日から1か月以内に患者またはその家族の同意を得て管理計画書を作成し、内容の説明を行い、提供する。2回目以降は、管理計画書に基づく継続

的な管理を行い、歯科疾患の管理および療養上必要な指導について、継続管理計画書を作成し、内容の説明を行い、患者に提供する。ただし、管理計画の内容に変更があったとき、一連の補綴治療が終了したときなど療養上必要なときはその都度提供する必要がある。

- ・患者に提供した管理計画書の写しをカルテに添付する。また、管理計画書を提供しない場合でも、歯管を算定した月はカルテにその要点を記載する。

- ・歯周病に罹患している場合は、歯周組織検査を実施し、その結果をふまえた歯周病の治療方針を含めた管理計画書を作成する。したがって、歯周組織検査のない場合は歯管を算定できない。

- ・義歯管理料を算定している患者にも算定できるが、義歯を原因とする病名(MT、Dul など) のみの場合は歯管は算定できない。総義歯の場合は、Stom など義歯原因ではない外傷の病名があれば算定できる。

→まずは月の最初の来院の時に100点を算定すると考えれば大丈夫です。

デンタル、パノラマの撮影

- ・画像診断の撮影は診断料+ 撮影料+ 電子画像管理加算（デジタルの場合）の合計で計算する。

- ・画像診断の費用は、以下のように算出する。
(デジタルの場合)

デンタルX線写真撮影 58点

パノラマX線写真撮影 402点

- ・ただし、同じ病名でデンタル撮影する時は症状確認の48点になる。

→簡単にいうと診断のときのデンタルは58点、症状確認のときのデンタルは48点と覚えておけば大丈夫です。

歯周病

歯周組織検査

- ・歯周組織検査とは、歯周ポケット測定、歯の動揺度の検査、プラークの付着状況の検査、歯の炎症状態の検査等、歯周病の診断に必要な検査をいう。
- ・ただし、前回の検査との間隔が1ヶ月以内なら所定点数の1/2の点数になる。

歯周基本検査

- ・歯周基本検査は1点法以上の歯周ポケット測定および歯の動揺度検査を行った場合に算定する。検査結果は診療録に記載する。

1歯以上10歯未満 50点
10歯以上20歯未満 110点
20歯以上 200点

- ・残根は歯数に数えない。ただし、根面被覆を行ったものについては歯数に含めることができる。

歯周精密検査

- ・歯周精密検査は、6点法による歯周ポケットの測定、歯の動揺度およびプラークコントロールレコードを用いてプラークの付着状況の検査を行った場合に算定する。検査結果は診療録に記載する。

1歯以上10歯未満 100点
10歯以上20歯未満 220点
20歯以上 400点

機械的歯面清掃処置（歯清） 72点

- ・歯周疾患患者で、歯管を算定した場合に、機械的歯面清掃を行うと月一回限度として算定できる。
- ・ただし、算定翌月は算定できない。
- ・歯科衛生士が行った場合も算定して良い。

歯周基本治療処置（P基処） 10点

- ・スケーリングを行ったあとに、薬剤（オキシドール、アクリノール、チアミトールなど）を用いて口腔内の消毒を行った場合に、月1回に限り算定できる。
- ・P処（後述）を算定した月はP基処の算定はできない。

歯周疾患処置（P処） 14点

・歯周疾患処置は、歯周疾患の症状の改善を目的として、歯周ポケット内へ特定薬剤を注入した場合に、1口腔を単位として算定する。なお、歯周疾患処置を算定する場合は、使用薬剤名を診療録に記載すること。

- ・P処は、急発などを起こした時に薬剤を使用した場合につき1回に限り算定できる。
- ・歯周炎の急発をおこし薬剤を使った場合でも、すでにP基処を算定していればP処は算定できない。

歯周病患者画像活用指導料（口腔内写真） 一枚10点

- ・口腔内写真検査は、歯周組織検査を行った場合において、プラークコントロールの動機づけを目的として、歯周疾患の状態を患に示した場合に5枚を限度として1枚につき10点を算定する。
- ・撮影した口腔内カラー写真には、患者の氏名および撮影した年月日を記入する。
- ・作成した口腔内カラー写真を診療録に添付した場合に限り算定できる。

スケーリング(SC) 72点 + 38xn

- ・歯周組織検査等の結果に基づき必要がある場合に実施する。
- ・歯周検査が実施されていない場合は算定できない。
- ・浸潤麻酔、薬剤の費用を含む。
- ・1/3顎単位で算定する。同時に1/3顎を超えて行った場合は、1/3顎を増すことに38点を加算する。

SRP

- ・スケーリング後のSRPは、再度の歯周組織検査等の結果に基づき実施する。
- ・浸潤麻酔、薬剤の費用を含む。1歯単位で算定する。

前歯 60点

小白歯 64点

大白歯 72点

歯周病安定期治療（SPT）

1歯以上10歯未満 200点

10歯以上20歯未満 250点

20歯以上 350点

1 一連の歯周病治療終了後、一時的に病状が安定した状態にある患者に対し、歯周組織の状態を維持するためのプラークコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃等の継続的な治療（以下この表において「歯周病安定期治療」という。）を開始した場合は、それぞれの区分に従い月1回に限り算定する。

2 2回目以降の歯周病安定期治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。ただし、一連の歯周病治療において歯周外科手術を実施した場合等の歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる場合又はかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において歯周病安定期治療を開始した場合は、この限りでない。

3 かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所において歯周病安定期治療を開始した場合は、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算として、120点を所定点数に加算する。

4 歯周病安定期治療を開始した後、病状の変化により歯周外科手術を実施した場合は、歯周精密検査により再び病状が安定し継続的な治療が必要であると判断されるまでの間は、歯周病安定期治療は算定できない。

5 歯周病安定期治療を開始した日以降に歯周外科手術を実施した場合は、所定点数の100分の50に相当する点数により算定する。

6 歯周病重症化予防治療を算定した月は算定できない。

注意！

SPT期間中は歯清は算定できない。

SPT期間中でも歯周病検査は算定できる。ただし、前回との歯周病検査の間隔が1ヶ月以内なら点数は1/2になる。

P重防の基準「歯周ポケットは4mm未満であるが、部分的な歯肉の炎症またはプロービング時の出血が認められる状態」に該当した場合、SPTからP重防に移行することができる。

歯周病重症化予防治療（P重防）

1 歯以上10歯未満 150点

10歯以上20歯未満 200点

20歯以上 300点

1 2回目以降の歯周病検査終了後、一時的に病状が改善傾向にある患者に対し、重症化予防を目的として、スケーリング、機械的歯面清掃等の継続的な治療を開始した場合は、それぞれの区分に従い月1回に限り算定する。

2 2回目以降の歯周病重症化予防治療の算定は、前回実施月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行う。

3 歯周病安定期治療を算定した月は算定できない。

う蝕処置

う蝕処置 18点

・「う蝕処置」は、次の処置をいう。

イ う蝕歯に行った軟化象牙質の除去又は暫間充填

ロ 歯根未完成の永久歯の歯内療法実施中に、根尖部の閉鎖状態の予後観察のために行った水酸化カルシウム系糊剤等による暫間根管充填に併せて行った暫間充填

ハ 歯髄保護処置又は歯冠修復物の脱落時の再装着等を行うに当たって軟化象牙質等の除去又は磷酸セメント若しくはカルボキシレートセメント等を用いた暫間充填

・う蝕処置は、1歯1回を単位として算定し、1回の処置歯数が2歯以上にわたる場合は、所定点数を歯の数倍した点数により算定する。以下「1歯1回につき」等の規定のある場合の算定は、処置を行った歯数を乗じて算定する。

・う蝕処置を算定した後は、充形、修形、PZ（後述）が算定できない。この時は窩洞形成（Kp）で算定する。

・脱落した歯冠修復物を再装着する場合の軟化象牙質除去は、う蝕処置を算定できない。

・歯冠修復物の除去後に行う一連のう蝕処置の費用は、除去に含まれ算定できない。

CR充填

う蝕歯即時充填形成（充形） 128点

・う蝕歯即時充填形成は、う蝕歯に対して1日で当該歯の硬組織処置及び窩洞形成を完了し充填を行った場合に限り算定し、次回来院の際、充填を行う場合は算定できない。

充填

・充填は、1歯ごとに算定する。

単純なもの・・・隣接面を含まない窩洞に対して行う充填をいう。

複雑なもの・・・隣接面を含む窩洞に対して行う充填をいう。

1 充填1

イ 単純なもの 106点

ロ 複雑なもの 158点

2 充填2

イ 単純なもの 59点

ロ 複雑なもの 107点

・歯質に対する接着性を付与又は向上させるために歯面処理を行う場合は1により、それ以外は2により算定する。

充填材料の費用

・充填材料料は、窩洞ごとに算定する。

・1歯に対し、2つ窩洞を形成し、充填した場合には、**それぞれに対して算定できる**。この場合、摘要欄に「1歯2窩洞」と記載する。

		単純	複雑
歯科充填用材料Ⅰ	光重合型複合レジン（複合レジン系）	11	29
	光重合型レジン強化ガラスアイオノマー(ガラスアイオノマー系)標準型・	8	22
	光重合型レジン強化ガラスアイオノマー(ガラスアイオノマー系)自動練和型	9	23
歯科充填用材料Ⅱ	複合レジン(複合レジン系)	4	11
	ガラスアイオノマーセメント(ガラスアイオノマー系)標準型	3	8

	ガラスアイオノマーセメント(ガラスアイオノマー系)自動練和型	6	17
--	--------------------------------	---	----

インレー修復

インレー修復形成(修形) 120点

- ・1日で窩洞形成を完了しただちに印象採得および咬合採得まで行った場合に算定できる。
- ・修復の歯面数に関係なく1歯単位で点数を算定する。

連合印象(連imp) 64点

- ・1歯につき64点を算定する。個人トレーを用いて印象した場合も同様である。

咬合採得(BT) 18点

- ・制作物単位に18点を算定する

インレーの点数

- ・インレーの1装置の点数は以下のとおりである。

		単純インレー	複雑インレー
前・小・乳	銀合金	205	314
前・小	金パラ	443	788
大臼歯	金パラ	562	972
	銀合金	214	325

合着

- ・1装置の装着に45点
- ・それに加えてどのセメントを使ったかで材料代を加算する。

歯科用合着・接着材料

レジン系17点(標準型・自動練和型ともに) :

接着性レジンセメント

ガラスアイオノマー系 標準型：10点 自動練和型 12点：
ガラスアイオノマー系レジンセメント

歯科用合着・接着材料II 12点：
ガラスアイオノマーセメント（接着用）、シアノアクリレート系セメント

歯科用合着 接着材料III 4点：
歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイポンド燐酸亜鉛セメント、カルポキシレートセメント、水
硬性セメント、仮着用セメント

抜髄

・抜髄は1歯につき1回算定できる。

単根 232点

2根 424点

3根以上 598点

・麻酔や特定薬剤の費用を含む。

・根管治療を行う歯のレントゲン写真があることを確認してから、根管治療を行う必要がある。

感染根管治療

感染根管処置

・感染根管処置は1歯につき1回算定できる。

単根 186点

2根 308点

3根以上 448点

根管貼薬処置

・2回目の来院以降の感染根管治療は「根管貼薬処置」で算定する。

単根 32点

2根 40点

3根以上 56点

電氣的根管長測定検査(EMR)

- ・根管長測定の数値は以下の通りである。
- 1根管目 30点
2根管目から1根管につき +15点

- ・根管充填前にはEMRの算定が必要である。

根管充填・加圧根充処置 (CRF)

- ・根管充填をするときは「根管充填」と「加圧根充処置」をセットで算定する。
- 単根 72点+138点
2根 94点+166点
3根以上 122点+210点

- ・根充後は1枚デンタル撮影が必要である。(症状確認の40点で算定)

補綴系

補綴時診断料 (補診) 90点

- ・新たな欠損補綴を行う時に算定できる。
- ・症病名は、MT(Br)、MT(義歯)、MT(リソウ)、MT(増歯)となる。
- ・製作を予定する欠損の部位、状態、欠損補綴物の名称、設計についての要点をカルテに記載する。

テンポラリークラウン (暫間被覆冠) 34点

- ・前歯部においてのみ算定できる。→臼歯部のTeCは算定できません！
- ・歯冠形成を算定し、テンポラリークラウンを装着した場合に算定できる。
- ・1歯につき1回限り算定できる。
- ・装着材料料(レジン代、仮着セメント代等)の費用は含まれる。

リテイナー

・リテイナーとは、ブリッジ(接着ブリッジを含む。)の製作過程において、支台歯の保護、支台歯及び隣在歯及び対合歯の移動防止並びに歯周組織の保護等のために、ブリッジの支台歯として歯冠形成を予定している歯又は歯冠形成を完了した歯について、ブリッジ装着までの間暫間的に装着されるものをいう。

→ブリッジのTeCは保険診療の用語ではリテーナーと呼ばれています。これは単冠のTeCとは違い、臼歯部でも算定ができます。

支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 100点

支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 300点

歯冠形成（支台歯形成）（PZ）

- ・1歯ごとに算定する。
- ・歯冠形成を完了した日に1回限り算定できる。（概形成の時は算定できない）
- ・自院で作成したメタルコアを装着し、形成した場合に限り、失活歯メタルコア加算+30点を算定できる。
- ・ブリッジの支台歯形成の場合は+10点を加算する。
- ・歯冠形成に付随して行われる麻酔、処置等の費用は含まれる。（麻酔の算定はできない）

	前歯3/4冠 レジン前装金属冠	FMC	CAD/CAM冠
生PZ	796	306	796
失PZ	636	166	636

印象採得

インレー、クラウンの場合

- ・単純印象 32点（1種類の印象材）
- ・連合印象 64点（2種類の印象材）

- ・対合歯の印象は算定できない。

- ・咬合採得料 18点

ブリッジの場合

印象

- ・5歯以下 282点
- ・6歯以上 334点
- ・ブリッジ1装置単位で算定する。
- ・対合歯の印象は算定できない。

咬合採得

- ・5歯以下 76点
- ・6歯以上 150点

義歯の場合

義歯の連合印象 230点

- ・ 義歯1装置単位で算定する。
- ・ 連合印象は、欠損補綴で連合印象材または個人トレーを用いて印象を行った場合に算定する。
- ・ 個人トレー用の印象は算定できない。
- ・ 個人トレーとモデリングコンパウンドを用いた筋圧形成後の連合印象（機能印象）は特殊印象 270点で算定する。

義歯の咬合採得

- ・ 製作物単位に咬合採得を行った際に算定する。材料費（基礎床、パラフィンワックス等）を含む。

少数歯欠損(1~8歯欠損) の場合 57点

多数歯欠損(9~14歯欠損) の場合187点

総義歯の場合 283点

歯冠補綴時色調採得検査 10点

いわゆるシェードテイキングであるが、前歯部で、カラー写真も撮った場合のみ算定できる。

仮床試適料

少数歯欠損（1～8歯） 40点

多数歯欠損（9～14歯） 100点

総義歯 190点

義歯の料金

義歯本体の料金は、有床義歯の歯数により所定点数を算定する。補綴した人工歯数によって算定する。

1~4歯 650点

5~8歯 787点

9~11歯 1087点

12~14歯 1518点

総義歯 2412点

人工歯の料金は、材質と欠損部位（前歯、臼歯）、欠損形態（片側、両側）により算定する。

	前歯部 両側	前歯部 片側	臼歯部 両側	臼歯部 片側
硬質レジン歯	58	29	73	37
レジン歯	24	12	24	12

- ・ 鑄造鉤は、二腕鉤または双子鉤のみ認められる。
- ・ バークラaspおよび鑄造によるバックアクションクラaspは二腕鉤として算定する。

- ・2歯以上にわたるバークラスプは、双子鉤として算定する。
(クラスプの料金はこのまとめでは割愛する。)

義歯作成の注意点

- ・前回有床義歯を作成してから（精密印象日から数えて）6か月以内は、原則として新義歯製作はできない。（他院で作成した場合を含む）
- ・小児の有床義歯は原則として認められない。

義歯の装着料

少数歯欠損（1～8歯） 60点
多数歯欠損（9～14歯） 120点
総義歯 230点

クラウン・ブリッジ維持管理料（補管）

クラウンの維持管理料
100点

ブリッジの維持管理料
支台歯とポンティックの合計が5歯以下：330点
支台歯とポンティックの合計が6歯以上：440点

これらは装着した時に算定できる項目である。

クラウン・ブリッジ装着後の注意点

装着日から2年以内に行った以下の診療に係る費用は算定できない。
修復物の再製作（形成、印象、修復物代等）
脱離した場合の再装着代（セメント代は別）
補綴装置を装着した歯に対する充填

分割歯に対する補綴

歯を分割した場合、小白歯2本として扱い、算定する。
ただし、根治、コアの印象、補管は大白歯1歯として算定する。

連結冠による補綴

歯周疾患等の理由により、冠を連結して補綴することは認められている。
連結に関わる費用（ろう着等）の算定はできない。
欠損がない限りブリッジとしての算定はできない。

特殊なブリッジ症例

欠損歯がなくとも、1歯分相当の間隙がある場合は、ブリッジの製作が認められる。

補管中の補綴物再製作

補管中の場合、補綴物再製作に関わるすべての費用は算定できないので、再診のみの点数となる。

他院で補管中の補綴物を再製作する場合には、すべての費用を算定できる。

同系列の医院で再製作の場合は算定できない。

ブリッジの除去

ブリッジの除去を行った場合、ポンティックの切断1歯につき32点算定できる。

これとは別に、歯冠修復物の除去（困難なもの）32点も算定できる。

新製有床義歯管理料

新製有床義歯管理料（困難230点、それ以外190点）

新たに製作した有床義歯を装着した日の属する月に、1回限り算定する。文書提供が必要。

歯科口腔リハビリテーション料I（困難124点、それ以外104点）

新たに製作した有床義歯の装着翌月から月1回限り算定する。

有床義歯床下粘膜調整処置

有床義歯床下粘膜調整処置（ティッシュコンディショニング）を算定した場合には、1顎1回につき110点を算定する。

病名は、「義歯床下粘膜異常」または「DuI」とする。

抜歯

抜歯の点数は以下の通りである。

- ・ 乳歯 130点
- ・ 前歯 160点
- ・ 臼歯 270点
 - ・ 難抜歯への加算 +230点
- ・ 埋伏歯 1080点
 - ・ 下顎智歯埋伏歯（骨性・水平）への加算 +130点

難抜歯の定義

- ①半埋伏歯
- ②歯根肥大
- ③彎曲歯根

④骨性癒着歯

などに対して、「骨の削除」や「歯根の分割」を行い抜歯した場合に算定する。
摘要欄およびカルテに、算定理由の記載が必要である。

埋伏歯の定義

- ①骨性の完全埋伏歯
- ②水平埋伏智歯

のことである。

抜歯時の浸潤麻酔の費用

・浸潤麻酔の費用は、抜歯の費用に含まれる。浸潤麻酔と伝達麻酔を同時に行った場合には、伝達麻酔の費用を別に算定できる。

抜歯前の中止

例：麻酔直後に具合が悪くなった場合

- ・麻酔料+麻酔薬材料を算定
- ・摘要欄に理由を記載する（脳貧血のため抜歯中止等）

抜歯中の中止

- ・抜歯が困難で完全に抜けていなくても、抜歯の点数を算定できる。
- ・摘要欄にその旨を記載する。

抜歯後の消毒、抜糸

抜歯後、日を改めて消毒、抜糸等を行った場合は、再診料のみの算定となる。（消毒等の処置料は、再診料に含まれる。）

Spをした場合には、使用した薬剤の種類および術後の経過等をカルテに記載する。

最後に

このまとめで充実した研修医生活が送れますように！

（万が一研修医生活を迎えるのが1年遅れそう……という場合は弊社にご相談ください！全力でサポートさせていただきます。）

Webサイト : <https://www.bpdental.jp>

Twitter : <https://twitter.com/dentalblueprint>

Instagram : https://www.instagram.com/blueprint_dental/